

# 栃木市国民健康保険運営協議会資料

書面開催日：令和3年2月9日（火）

審議期間：令和3年2月9日(火)～

2月15日（月）

栃木市生活環境部保険医療課

## 1 議 事

(1) 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)について 資料1

資料2

(2) 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料3

(3) その他 資料4

- ・先進地視察研修について
- ・公益代表委員の構成の検討について
- ・運営協議会の委員の任期について

## 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計予算（案）について（概要）

## 【歳入】

1款 国民健康保険税は、被保険者数の減少により、約6千万円の減額を見込んでおります。（被保険者数 R2 36,992人 → R3 35,490人（1,432人減））

5款 県支出金は、医療費の減による普通交付金の減により、約700万円の減額となっております。

7款 繰入金につきましては、備考欄の1行目と2行目の保険基盤安定繰入金が主になりますが、被保険者数の減少により、約4千万円の減額になるものと見込んでおります。

一番下の合計欄で、令和3年度の予算（案）につきましては、歳入歳出ともに予算総額181億3,209万3千円であり、対前年度比1億1,971万7千円の減、率にして99.3%でありまして、ほぼ前年度と同規模の予算となっております。

## 【歳出】

2款 保険給付費は、約1億5千万円の減額となっております。備考欄1行目の一般被保険者診療報酬支払経費及び3行目の一般被保険者療養費支払経費は、医療費の伸びにより、増額となると見込んでおりますが、2行目の退職被保険者等診療報酬支払経費は、990万円の減と見込んでおり、また、8行目の出産育児一時金支払経費は、約2,300万円の減と見込んでおり、全体的には減額になると見込んでおります。

3款 国民健康保険事業費納付金は、前年度と比較しますと、約1億6千万円の減額となっております。事業費納付金は、資料2の資料を作成しておりますが、令和3年度の事業費納付金の確定係数は、当初予算内示に間に合わなく、当初予算案の数値は、仮係数の数値を元に要求したものであり、当初予算案と確定係数とは数値が異なっております。

5款 保健事業費につきましては、前年度とほぼ同規模の予算額を確保しております。

参考としまして、保険財政調整基金残高は、令和2年度末見込みで、約21億5,800万円であります。

## （その他）

令和3年度栃木市国民健康保険特別会計予算（案）につきましては、例年どおり、3月議会で審議をいただくこととなっておりますが、今後の予算書の校正作業などにより、係数変動する場合がありますので、その点も、ご了承いただきたくお願いいたします。

令和3年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)

○歳入

(単位:千円)

款	令和3年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	増減 (A)-(B)	備考			令和元年度 決算額 (参考)
				(歳入科目の主なもの)	令和3年度	令和2年度	
1. 国民健康保険税	3,830,341	3,898,196	△ 67,855	一般被保険者医療給付費分(現年分) 一般被保険者後期高齢者支援金分(現年分) 一般被保険者介護納付金分(現年分) 退職被保険者等医療給付費分(現年分) 退職被保険者等後期高齢者支援金分(現年分) 退職被保険者等介護納付金分(現年分)	2,460,857 781,274 268,203 1 1 1	2,485,415 787,428 284,625 1 1 1	4,082,163
2. 一部負担金	4	4	0	一部負担金	4	4	0
3. 使用料及び手数料	2,401	2,401	0	保険税督促手数料	2,400	2,400	2,344
4. 国庫支出金	1	1	0	災害臨時特例補助金	1	1	22,668
5. 県支出金	12,946,322	12,953,548	△ 7,226	普通交付金 保険者努力支援分 特別調整交付金分 栃木県版保険者努力支援分 特定健診等負担金分	12,705,063 54,000 11,938 140,000 35,320	12,718,223 50,000 19,065 136,000 30,259	12,831,982
6. 財産収入	1	1	0	保険財政調整基金利子	1	1	12
7. 繰入金	1,333,556	1,378,193	△ 44,637	保険基金安定繰入金(保険税軽減分) 保険基金安定繰入金(保険者支援分) 出産育児一時金繰入金 人件費繰入金 事務費繰入金 地方単独事業保険給付費繰入金 保険財政調整基金繰入金	701,009 354,565 33,600 127,041 87,637 29,703 1	700,884 363,928 37,800 128,126 86,509 26,992 1	1,406,477

8. 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	1	1	694,556
		補正 432,814					
		計 432,815					
9. 諸収入	19,465	19,464	1	一般被保険者延滞金	11,002	11,002	68,696
		補正 19,704		一般被保険者第三者納付金	6,000	6,000	
		計 39,168		一般被保険者返納金	2,401	2,401	
10. 市債	1	1	0	財政安定化基金借入金	1	1	0
合 計	18,132,093	18,251,810	△ 119,717				

〇歳 出

(単位:千円)

款	令和3年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	増 減 (A)-(B)	備 考		(参考) 令和元年度 決算額	
				(歳出科目の主なもの)	令和3年度 令和2年度		
1. 総務費	218,848	217,087	1,761	職員人件費(16人) 県市町村総合事務組合負担金(退職手当) 国民健康保険事務費 会計年度任用職員人件費(保険医療課) 会計年度任用職員人件費(健康増進課) 国保団体連合会負担金 国民健康保険税賦課事務費 会計年度任用職員人件費(収税課) 国民健康保険税徴収事務費 国保運営協議会運営費	114,062 10,100 47,456 7,978 2,672 4,040 19,902 2,232 6,590 937	115,488 10,100 47,107 7,381 2,467 4,040 20,342 2,119 6,604 937	204,297
2. 保険給付費	12,775,720	12,791,552	△ 15,832	一般被保険者診療報酬支払経費 退職被保険者等診療報酬支払経費 一般被保険者療養費支払経費 退職被保険者等療養費支払経費 診療報酬等審査経費 一般被保険者高額療養費支払経費 退職被保険者等高額療養費支払経費 出産育児一時金支払経費 葬祭費支払経費 傷病手当金支払経費	10,886,020 100 88,024 10 34,845 1,693,712 50 50,400 16,350 3,881	10,866,411 10,000 86,052 50 34,845 1,718,265 500 56,700 16,600 1,898	12,502,681
3. 国民健康保険事業費納付金	4,952,865	5,059,422	△ 106,557	一般被保険者医療給付費分 退職被保険者等医療給付費分 一般被保険者後期高齢者支援金等分 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 介護納付金分	3,460,148 1 1,107,923 1 384,792	3,560,792 572 1,111,452 183 386,423	5,304,438

4. 財政安定化基金拠出金	1	0	0	財政安定化基金拠出金	1	1	0
5. 保健事業費	136,724	135,649	1,075	特定健康診査事業費 特定保健指導事業費 人間ドック健診事業費 医療費通知事業費 国保菌周疾患検診事業費 後発医薬品利用差額通知事業費 データヘルス事業費 会計年度任用職員人件費(保険医療課) 糖尿病性腎症重症化予防事業費 保険財政調整基金積立金	88,918 4,491 22,711 5,406 1,096 514 7,025 2,074 4,056	86,449 2,991 22,710 7,425 1,131 482 8,233 1,920 3,805	107,886
6. 積立金	1	1	0		1	1	476,116
		補正 計			402,936 402,937		
7. 公債費	2	166	△ 164	一時借入金利子	1	165	0
8. 諸支出金	17,932	17,932	0	一般被保険者過誤納還付金 返還金 一般被保険者過誤納還付加算金	16,900 1 500	16,900 1 500	80,664
		補正 計			121,544 139,476		
9. 予備費	30,000	30,000	0		30,000	30,000	0
合計	18,132,093	18,251,810	△ 119,717				

## 令和3年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

## 1 国保事業費納付金

## (1) 国保事業費納付金総額

令和3年度の国保事業費納付金総額は、4,716,714千円であり、前年度に比べ262,384千円の減(94.73%)となっている。

## 国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	3,469,993	3,261,085	△ 208,908	93.98%
後期高齢者支援金分	1,104,710	1,094,285	△ 10,425	99.06%
介護納付金分	404,395	361,344	△ 43,051	89.35%
合 計	4,979,098	4,716,714	△ 262,384	94.73%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

## (2) 被保険者一人当たりの負担額

令和3年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は128,977円であり、前年度に比べ7,905円の減(94.22%)となっている。

## 被保険者一人当たりの負担額

(単位：円)

区 分	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	95,394	89,173	△ 6,221	93.48%
後期高齢者支援金分	30,370	29,923	△ 447	101.39%
介護納付金分	36,659	33,732	△ 2,927	92.02%
全 体	136,882	128,977	△ 7,905	94.22%

(被保険者数)  
2020年度 (R2年度)  
36,375人  
(介護分のみ11,031人)  
2021年度 (R3年度)  
36,570人  
(介護分のみ10,712人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額(医療分、後期分、介護分の計)を全被保険者数で除した額。

## 【考察】

平成30年度から国保財政の運営主体が県となり、事業費納付金が開始されたが、県は、令和3年度は国からの補助金額、一人当たりの医療費の推移等を勘案して約47億円としたとしている。令和元年度は約53億円であり約6億円の差があることから、今後も納付金の額については不安定な状況が見込まれる。



## 2 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。現行税率と比較すると、所得割 0.78%、均等割 4,811 円、平等割 2,133 円の差となっている。

### (1) 令和3年度 標準保険料率 (市町村算定方式)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.60%	29,151 円	21,456 円
後期高齢者支援金分	2.65%	10,203 円	7,510 円
介護納付金分	2.17%	11,235 円	6,201 円
合 計	12.42%	50,589 円	35,167 円

### 【参考】令和2年度 標準保険料率 (市町村算定方式)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.66%	31,074 円	22,637 円
後期高齢者支援金分	2.55%	10,413 円	7,585 円
介護納付金分	2.32%	12,592 円	6,519 円
合 計	12.53%	54,079 円	36,741 円

### (2) 現行税率

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	8.2%	32,300 円	23,800 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.4%	12,900 円	6,000 円
合 計	13.2%	55,400 円	37,300 円

### (3) 比較 (1) - (2)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	△0.60%	△3,149 円	△2,344 円
後期高齢者支援金分	0.05%	3 円	10 円
介護納付金分	△0.23%	△1,665 円	201 円
合 計	△0.78%	△4,811 円	△2,133 円

### 【考察】

県が示した標準保険料率について、2年続けて本市の現行税率と約0.7%の開きがあり、また均等割・平等割についても県の示した額を上回る状況となっている。今後、被保険者の減少や一人当たりの医療費の増加、財政調整基金のあり方、また、保険料水準の県内統一化への動向などを踏まえた適正な税率の検討を行う必要がある。

## 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月20日閣議決定)において、国民健康保険税の軽減措置について、個人取得課税の改正に伴い、軽減判定所得基準が改正されたことから、本市においても、国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

### 2 概要

#### (1) 軽減判定所得基準を改めること。(第23条関係)

国民健康保険税の軽減措置(7割軽減・5割軽減・2割軽減)の軽減判定基準について、基礎控除額を33万円から43万円に上げるとともに、納税義務者及び被保険者等の中で給与所得者等が2人以上いる世帯は、その人数から1を引いた数に10万円を乗じた金額を43万円に加算するようにするもの。

#### (2) 課税の特例を改めること。(附則関係)

文言整理及び公的年金等控除の10万円引下げに伴う改正。

#### (3) 令和3年4月1日から施行とすること。

#### ※個人所得税の改正について

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除に振り替えるなどの改正が行われた。(令和3年1月1日施行)

給与所得控除・公的年金等控除がそれぞれ10万円引下げ



基礎控除が一律10万円引上げ(33万円→43万円)

この改正により、国保世帯に給与所得者等が複数人いると、世帯全体の控除額が減り、軽減割合が縮小されたり、軽減対象から外れる可能性があることから、軽減判定で不利益につながらないよう43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)の算定方式により、見直し前と同水準で軽減判定が行えるよう国保税の軽減判定基準を改正するものである。

### 3 他市の状況

他の自治体においても、同様の改正が行われる予定。

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所

得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第18項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に、「15万円」を「150,000円」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 号 (保険医療課)

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現

行

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

現

行

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

附 則

1～17 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

改 正 案

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

附 則

1～17 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。



## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、  
軽減判定所得の算定において基礎控除相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き  
上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合  
計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

## 2. 制度の内容

- 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要がある。
- 一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

### 現行

【現行】 軽減判定所得  
7割軽減基準額：基礎控除額(33万円)  
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))  
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数(※2))

- ※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
- ※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(注) 5割軽減基準額における28.5万円及び2割軽減基準額における52万円については、「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」による見直し後の金額

### 改正後

【改正後】 軽減判定所得  
7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)  
                  + 10万円×(給与所得者等の数-1)  
5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))  
                  + 10万円×(給与所得者等の数-1)  
2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数(※2))  
                  + 10万円×(給与所得者等の数-1)

### (3) その他について

#### ① 先進地視察研修について

今年度の事業計画では、2月に先進地視察研修を予定しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大阻止のため、松本会長にご相談の上、今年度の視察研修は中止とさせていただきます。どうかご理解のほどをお願いいたします。

#### ② 公益代表の委員の構成の検討について

公益代表委員の構成メンバーの検討につきましては、以前より、平成22年の合併時に、各地域選出の市議会議員になっていただくなどの経緯から5名となっており、合併後10年近くを経過し、公益委員のあり方について検討して欲しいとのご意見をいただいております。

現在の公益代表委員6人の構成は、市議5人、民生委員児童委員代表1人となっております。他市の状況につきましては、公益代表委員の全員が市議会議員である市、また市議会議員が含まれていない市など様々であり、14市における公益代表の市議会議員の占める割合は、平均で、約46%となっております。

事務局といたしましては、構成メンバーの変更により、今後、市議会議員以外の学識経験者等が参加することから、国保の重要事項について、より多様な意見を伺うことができることや、市議会議員の占める割合が14市の平均に近くなるなどの理由から、市議4人、民生委員児童委員代表1人、新規団体代表1人の案を考えております。

議会の推薦状況（議会の各種委員の任期）もありますので、いつから変更するかなど、今後議会との調整も必要となりますが、現段階における委員の皆様方のご意見をいただきたく別紙の回答書にご記入をお願いいたします。ご理解のほどお願いいたします。

#### ③ 運営協議会の委員の任期について

運営協議会の委員の任期につきましては、6月30日までとなります。被保険者代表の方については、公募で募集することになりますが、4月頃募集の予定でありますので、ご検討いただければと思います。